

沼津市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集等する人数

募集をする人数又は推薦を求める人数は、合計で 22 人

2 候補者の資格等

農地利用最適化推進委員の候補者等は、農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、農業委員会等に関する法律第 6 条に掲げる所掌事務を適切に行うことができる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は委員となることができない。

- (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)禁固以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)沼津市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に該当する者

3 活動内容

農業委員会が定めた指針等に従い、担当する区域内の農地等の利用の最適化を推進するためのもので次のとおりとする。

- (1)平日昼間に開催される農業委員会定例会（月に 1 回）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議の際に必要な応じ報告又は意見を述べること（議決に加わることはできない）
- (2)農地法等に基づく申請の調査を行うこと
- (3)遊休農地の有効活用や農地の利用状況の調査及び調査結果の報告
- (4)農業者年金の加入推進活動に関すること
- (5)その他農地の利用の最適化に関すること

4 任期

令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間

5 委員報酬

月額 29,300 円

6 募集等の期間

募集及び推薦の期間は、令和 5 年 1 月 9 日（月）から令和 5 年 2 月 10 日（金）まで（必着）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 担当する区域

農業委員会法第 19 条第 1 項の規定に基づき農業委員会が定めた農地利用最適化推進委員が担当する区域は別表 1 のとおりとする。

8 募集等に関する手続き等

応募方法は、①農業者や農業関係団体などからの推薦、②自らの応募の 2 通りあります。既定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により、沼津市農業委員会事務局窓口（農林農地課内）まで 1 部提出してください。なお、募集等に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 提出書類

- ・推薦用紙（個人又は団体が推薦する場合で様式が異なります。）又は応募用紙
※法令の規定に基づき、推薦・応募用紙に記載された事項（住所・生年月日・電話番号を除く）については、募集期間中及び募集期間終了後の 2 回、沼津市ホームページ等で公表します。
- ・履歴書

(2) 提出書類の入手方法

- ・沼津市農業委員会事務局窓口（農林農地課内）及び沼津市ホームページよりダウンロードできます。

9 選考方法

書類審査（必要に応じて面接を実施する場合があります。）

10 選考の結果通知

令和 5 年 3 月末頃までに本人宛に郵送にて通知します。

11 問い合わせ先

〒410-8601

沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市役所 5 階 沼津市農業委員会事務局（農林農地課内）

電話 055-934-4757

FAX 055-933-1412

Eメール nourin@city.numazu.lg.jp

別表 1

区域	区域詳細
旧沼津	上土、城内、大手町、本、八幡町、真砂町、白銀町、錦町、丸子町、千本常盤町、千本東町、千本中町、千本西町、千本緑町、千本港町、常盤町、旭町、蛇松町、蓼原町、春日町、我入道、下香貫、上香貫、善太夫西原、本郷町、玉江町、住吉町、山ヶ下町、市場町、吉田町、御幸町、三園町、三枚橋、三枚橋町、平町、三芳町、山王台、富士見町、米山町、杉崎町、高島本町、庄栄町、高島町、新宿町、本田町、高沢町、双葉町、市道町
片浜	東間門、西間門、小諏訪、大諏訪、松長、今沢、北今沢
大岡	大岡、小林台
金岡	岡一色、北園町、宮前町、緑ヶ丘、岡宮、花園町、共栄町、神田町、東熊堂、筒井町、柳町、高尾台、豊町、松沢町、寿町、西熊堂、高砂町、駿河台、東沢田、沢田、沼北町、北高島町、中沢田、新沢田町、西沢田、足高、江原町、若葉町
愛鷹	柳沢、青野、西椎路、鳥谷、東原、東椎路、宮本
原	大塚、原、西添町、一本松、桃里、植田
浮島	根古屋、井出、平沼、石川、西野
大平	大平
静浦 内浦	志下、馬込、獅子浜、江浦、多比、口野、内浦重寺、内浦小海、内浦三津、内浦長浜、内浦重須
西浦	西浦河内、西浦木負、西浦久連、西浦平沢、西浦立保、西浦古宇、西浦足保、西浦久料、西浦江梨
戸田	戸田、井田